



制度の特長 「全青色傷害」の主な特長

- 1 団体契約による割引適用**
- 2 お仕事から日常生活までケガを24時間補償** (国内・国外を問わず)
天災危険補償特約付で地震等の天災による傷害死亡・後遺障害も補償
- 3 自動更新で期限切れの心配なし**
半年ごとの掛金口座振替で毎年自動継続 (80才6ヵ月で規約脱退)
- 4 簡単な保険金請求**
30万円以下の保険金をご請求の場合、診断書の提出は原則不要

こんなときにお役に立ちます!

お仕事でのケガ 仕事場でのケガ	移動中のケガ 移動中のケガ	日常生活のケガ 家事によるケガ	 歩行中のケガ	地震・噴火またはこれらを原因とする津波で死亡 ※傷害死亡・後遺障害のみ補償
レジャーのケガ スポーツでのケガ	 海や山でのケガ	乗物によるケガ 車によるケガ	 自転車によるケガ	火災による建物等の損害(共済)

支払実績

「全青色傷害」はこんなにお役に立っています。

2019年度支払実績のご紹介

支払総額 **7,469**万円

主な内訳

- 死亡 562万円
- 後遺障害 2,625万円
- 入院 1,143万円
- 通院 2,763万円

- 👉 **加入者約12人に1人が保険金請求**
お支払総額は7,469万円。請求された加入者は在籍者の約8.3%、11.9人に1人にもなります。
- 👉 **特に「通院」の場面で役に立っています。**
通院保険金の支払額は全体の約37%ですが、件数は全体の約70%。通院日数10日未満がその約47%を占めます。打撲や捻挫、火傷など身近なケガでお役に立ちます。

保険金額・共済給付金額

口数(掛金(保険料)月額換算)		1口(1,250円)	2口(2,500円)	3口(3,750円)
加入できる年齢		14才6ヵ月超~75才6ヵ月以下の方	14才6ヵ月超~70才6ヵ月以下の方	14才6ヵ月超~65才6ヵ月以下の方
死亡した場合 傷害死亡保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波以外の場合	600万円	1,200万円	1,800万円
	地震もしくは噴火またはこれらによる津波の場合	300万円	600万円	900万円
	後遺障害の場合 傷害後遺障害保険金	65才6ヵ月以下の方		
後遺障害の場合 傷害後遺障害保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波以外の場合	24万円~600万円	48万円~1,200万円	72万円~1,800万円
		65才6ヵ月超の方		
後遺障害の場合 傷害後遺障害保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波の場合	12万円~300万円	24万円~600万円	—
		12万円~300万円	24万円~600万円	36万円~900万円
入院した場合 傷害入院保険金日額	1日あたり	3,000円	6,000円	9,000円
手術した場合 傷害手術保険金	1日目から、180日限度	①入院中に受けた手術〔傷害入院保険金日額〕×10倍 ②入院中以外に受けた手術〔傷害入院保険金日額〕×5倍		
通院した場合 傷害通院保険金日額	1日あたり	1,500円	3,000円	4,500円
共済 火災にあわれた場合 火災見舞金額(損害額が3万円以上のとき)	75才6ヵ月以下の方まで 加入者1人あたり 10万円			

※火災見舞金は一般社団法人 全国青色申告会総連合の共済給付金額です。それ以外は団体総合生活補償保険の保険金となります。
※被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、青色申告会会員、専従者、従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。(*)加入申込票の加入者(被保険者)氏名欄に記載の方をいいます。

掛金(保険料)の税務上の取扱い

掛金(保険料)の税務上の取扱いは、その事業所の加入状況等により異なります。

加入者	勘定科目
事業者	事業主貸
専従者	事業主貸
従業員	福利厚生費
専従者と従業員	福利厚生費(注)
家族	事業主貸

(注) 専従者は他の従業員と同一の補償内容である場合、従業員とあわせて必要経費に計上できます。上記税務処理の詳細につきましてはご所属の青色申告会または最寄りの税務署にご確認ください。

さらに 病気の入院・手術の補償をご希望の場合は青色申告会の取扱う「疾病入院補償制度」パンフレットをご覧ください。

